



本件「写」を送付し通知にかえる

令和6年9月20日

総務部文書法務課

練馬区公告第141号

不動産登記法の特例の申請手続に関する公告について

つぎの認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第2項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有するつぎの不動産について、その所有権の保存または移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、つぎの不動産の表題部所有者もしくは所有権の登記名義人もしくはこれらの相続人または不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和6年9月24日

練馬区長 前川 耀男

- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域および主たる事務所
名称：羽沢町会
区域：練馬区羽沢一丁目から三丁目まで
主たる事務所の所在地：練馬区羽沢二丁目5番3号
- 2 不動産に関する事項
建物 名称：羽沢町会事務所、延床面積：219.33㎡
土地 地目：宅地、面積：175.83㎡、
所在地：練馬区羽沢二丁目5番13
表題部所有者または所有権の登記名義人の氏名および住所：別紙のとおり
- 3 公告期間 令和6年9月24日から令和6年12月24日まで
- 4 異議を述べる方法
地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であることおよび申出書に記載された氏名および住所を確認できる書類を添えて提出してください。
- 5 提出先
東京都練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区地域文化部地域振興課地域コミュニティ支援係